

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第五十四号

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年佐賀県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例第八条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける貸付金から適用し、同日前に貸し付けた貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還)</p> <p>第八条 前条の規定に基づき貸付けを受けた市町は、貸付けを受けた会計年度の翌々年度以降五箇年度において償還しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(償還)</p> <p>第八条 前条の規定に基づき貸付けを受けた市町は、貸付けを受けた会計年度の翌々年度以降三箇年度において償還しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>